

平成27年 9 月17日開会

平成27年 9 月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	平成27年度徳島県一般会計補正予算（第2号）	1頁
第 2 号	平成27年度徳島県電気事業会計補正予算（第2号）	7
第 3 号	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について	9
第 4 号	徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部改正について	11
第 5 号	職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	13
第 6 号	徳島県健康対策審議会設置条例の一部改正について	15
第 7 号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について	17
第 8 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	19
第 9 号	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	21
第 10 号	徳島県流域下水道条例の一部改正について	23
第 11 号	徳島県港湾施設管理条例の一部改正について	25
第 12 号	平成27年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	27
第 13 号	平成27年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	31
第 14 号	平成27年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	33
第 15 号	平成27年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について	35
第 16 号	平成27年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について	39
第 17 号	平成27年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について	41
第 18 号	平成27年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	43
第 19 号	一般国道 438 号道路改築工事上分 2 号橋上部工の請負契約について	45
第 20 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について	47
第 21 号	損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について	49

第 22 号	関西広域連合規約の一部変更に関する協議について	51頁
第 23 号	平成26年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	55
第 24 号	平成26年度徳島県病院事業会計決算の認定について	57
第 25 号	平成26年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	59
第 26 号	平成26年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	61
第 27 号	平成26年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	63
第 28 号	平成26年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	65
報告第 1 号	徳島県継続費精算報告書について	67
報告第 2 号	徳島県病院事業会計継続費精算報告書について	69
報告第 3 号	平成26年度決算に係る健全化判断比率の報告について	71
報告第 4 号	平成26年度決算に係る資金不足比率の報告について	73
報告第 5 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	75
報告第 6 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	77
報告第 7 号	損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	79
報告第 8 号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	81
報告第 9 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果について	83

第 1 号

平成27年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

平成27年度徳島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,813,595千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ489,782,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成27年9月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 57,054,739	千円 1,442,366	千円 58,497,105
	1 国庫負担金	31,306,177	744,537	32,050,714
	2 国庫補助金	24,446,367	346,906	24,793,273
	3 委託金	1,302,195	350,923	1,653,118
10 財産収入		1,337,095	1,044	1,338,139

	1 財 産 運 用 収 入	584,769	1,044	585,813
12 繰 入 金		91,547,147	1,551,778	93,098,925
	2 基 金 繰 入 金	29,364,861	1,551,778	30,916,639
13 繰 越 金		1,000,000	5,688,867	6,688,867
	1 繰 越 金	1,000,000	5,688,867	6,688,867
14 諸 収 入		14,935,641	120,540	15,056,181
	5 受 託 事 業 収 入	870,244	100,000	970,244
	8 雑 入	2,502,592	20,540	2,523,132
15 県 債		54,942,000	9,000	54,951,000
	1 県 債	54,942,000	9,000	54,951,000
歳 入 合 計		480,969,000	8,813,595	489,782,595

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 25,550,796	千円 5,375,677	千円 30,926,473
	1 総 務 管 理 費	11,326,709	5,091,700	16,418,409
	2 企 画 費	2,574,422	218,000	2,792,422

		5 選 挙 費	511,298	2,500	513,798
		6 防 災 費	4,686,666	63,477	4,750,143
	3 民 生 費		60,070,202	87,812	60,158,014
		2 児 童 福 祉 費	9,634,755	87,812	9,722,567
	4 衛 生 費		25,982,087	2,837,051	28,819,138
		1 公 衆 衛 生 費	6,241,206	168,399	6,409,605
		2 環 境 衛 生 費	3,095,512	6,045	3,101,557
		4 医 薬 費	7,528,148	2,662,607	10,190,755
	5 勞 働 費		5,701,303	311,323	6,012,626
		1 勞 政 費	4,615,254	28,000	4,643,254
		2 職 業 訓 練 費	973,596	283,323	1,256,919
	6 農 林 水 産 業 費		29,557,712	71,073	29,628,785
		1 農 業 費	4,645,892	12,411	4,658,303
		2 園 芸 費	627,668	540	628,208
		3 畜 産 業 費	1,279,190	39,089	1,318,279
		4 農 地 費	10,309,993	15,433	10,325,426
		5 林 業 費	10,378,662	3,600	10,382,262

7 商 工 費		64,129,073	6,000	64,135,073
	1 商 業 費	58,758,716	6,000	58,764,716
8 土 木 費		46,366,684	100,000	46,466,684
	2 道 路 橋 り よ う 費	20,653,228	100,000	20,753,228
10 教 育 費		84,578,272	24,659	84,602,931
	1 教 育 総 務 費	13,448,654	5,100	13,453,754
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,042,092	2,000	7,044,092
	6 社 会 教 育 費	2,003,123	7,900	2,011,023
	7 保 健 体 育 費	911,432	9,659	921,091
歳 出 合 計		480,969,000	8,813,595	489,782,595

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
情報システム・ネットワークセキュリティ対策強化事業業務委託等契約	平成28年度	158,000千円

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
企画事業	千円 9,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 2 号

平成27年度徳島県電気事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度徳島県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度徳島県電気事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 事業費用	2,919,511千円	10,000千円	2,929,511千円
第1項 営業費用	2,691,209千円	10,000千円	2,701,209千円

平成27年9月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第三号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年徳島県条例第五十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（以下「旧電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例」という。）第二条第一項に規定する発行手数料及び旧電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第三条第一項に規定する情報提供手数料であつて、この条例の施行の日においてまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。

（徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

（徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収及び同条第二項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付に係る事務は、各市町村が処理することとする。

提案理由

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正され、公的個人認証サービスに係る県の事務が地方公共団体情報システム機構に移管されることに伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部改正について

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例（平成二十六年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

表徳島県指定難病審査会の項中「六人」を「十人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医療費助成の対象となる難病が追加されたことに鑑み、新たに指定された難病に関し学識経験を有する者を委員に任命するため、徳島県指定難病審査会の委員を増員する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第四十七条第二項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の養傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第二項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第三条 職員の再任用に関する条例(平成十二年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の公務災害補償条例」という。）の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の公務災害補償条例附則第五条の規定の適用については、当分の間、同条第一項の養傷病補償年金の項中「について障害厚生年金」とあるのは「について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第三号に規定する改正前国共済法若しくは同条第六号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「について障害厚生年金」とあるのは「について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「について遺族厚生年金」とあるのは「について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四条第三号に規定する改正前国共済法若しくは同条第六号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第二項の表中「について障害厚生年金」とあるのは「について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

(障害共済年金等が支給される者の特例)

- 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の公務災害補償条例附則第五条の規定の適用については、同条第一項の養傷病補償年金の項中「による障害厚生年金」とあるのは「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「による遺族厚生年金」とあるのは「による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」とする。

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により地方公務員等共済組合法等の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県健康対策審議会設置条例の一部改正について

徳島県健康対策審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県健康対策審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県健康対策審議会設置条例（昭和四十九年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「調査審議」を「調査」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

第五条の見出し中「及び」を「、臨時委員及び」に改め、同条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「について」を「に関し」に改め、同条第四項中「専門委員は、」を「臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は」に、「調査審議」を「調査」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

第六条第二項及び第三項中「委員」の下に「及び議事に関係のある臨時委員」を加える。

第七条第二項中「及び」を「、臨時委員及び」に改める。

第八条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

がん登録等の推進に関する法律が制定され、同法により整備される全国がん登録データベースを本県のがん対策に利用しようとする場合等には、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされたことに鑑み、徳島県健康対策審議会をこれに充てるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の二十八の項中「三十の三の項まで、三十の五の項」を「三十の四の項まで」に改め、同表中三十の四の項を削り、三十の五の項を三十の四の項とし、同表の三十の六の項中「三十の七の項」を「三十の六の項」に改め、同項を同表の三十の五の項とし、同表中三十の七の項を三十の六の項とし、同表の三十の八の項中「三十の九の項」を「三十の八の項」に改め、同項を同表の三十の七の項とし、同表中三十の九の項を三十の八の項とし、同表の三十一の項及び三十二の項中「貸与業」を「貸与業」に改め、同表の三十二の四の項中「動物用医薬品等取締規則」の下に「（平成十六年農林水産省令第百七号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

動物用医薬品等取締規則の一部が改正され、動物用医薬品登録販売者試験が廃止されたことに伴い、動物用医薬品登録販売者試験の実施に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の項中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同表の三十の項中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により採石法及び砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表昭和町二丁目団地県営住宅の項、下助任町団地県営住宅の項、寺町団地県営住宅の項、矢三団地県営住宅の項、津田乾開団地県営住宅の項、北前川町団地県営住宅の項、国府団地県営住宅の項、住吉島団地県営住宅の項、中常三島町団地県営住宅の項、吉野本町団地県営住宅の項及び新佐古町団地県営住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

耐震性の確保及び居住環境の向上を図るための県営住宅集約化建替事業が完了したことに伴い、集約化の対象となった十一の県営住宅を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県流域下水道条例の一部改正について

徳島県流域下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県流域下水道条例の一部を改正する条例

徳島県流域下水道条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「第二十五条の十第二項」を「第二十五条の十八第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

下水道法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

徳島県港湾施設管理条例の一部改正について

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中

沖洲流通港湾の 港湾施設に係る もの	貨物その他の物品の 一時留置	一平方 メートル	一日	二・二	—	未舗装部分を使用する場合に適用する。
				三・九	—	舗装部分を使用する場合に適用する。

を
も 港 沖

の の 洲流通港湾の 湾施設に係る	貨物その他の物品の 一時留置（定期貨客船に 係るものに限る。）	一平方 メートル	一日	六・九八	—	
	貨物その他の物品の 一時留置（定期貨客船に 係るものを除く。）	一平方 メートル	一日	二・二	—	未舗装部分を使用する場合に適用する。
				三・九	—	舗装部分を使用する場合に適用する。

に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十二月一日から施行する。

提案理由

沖洲流通港湾に定期貨客船のための荷さばき地及び野積場を新設ことに伴い、その使用料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

平成27年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

平成27年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	徳島市	県営かんがい排水事業	40,000,000 ^円	10,000,000 ^円	2.5/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内	
		湛水防除事業	90,000,000	13,500,000	1.5/10以内	
		小 計	150,000,000	25,500,000	—	
	鳴門市	基幹農道整備事業	50,000,000	4,300,000	0.86/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	130,000,000	29,250,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	10,000,000	600,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	31,000,000	2,325,000	1.5/10以内	
		小 計	221,000,000	36,475,000	—	
	小松島市	経営体育成基盤整備事業	185,510,000	13,913,250	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	1,000,000	60,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	15,000,000	2,250,000	1.5/10以内	

		小 計	201,510,000	16,223,250	—
	阿 南 市	広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	4,100,000	1.5/10以内
		経営体育成基盤整備事業	137,000,000	6,850,000	2.25/10以内
		老朽ため池等整備事業	13,000,000	2,340,000	2/10以内
		国営付帯県営農地防災事業	35,000,000	3,500,000	1/10以内
		小 計	216,000,000	16,890,000	—
	吉 野 川 市	基幹農道整備事業	35,000,000	3,010,000	0.86/10以内
		広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内
		老朽ため池等整備事業	25,000,000	5,000,000	2/10以内
		小 計	90,000,000	11,010,000	—
阿 波 市	県営農道整備事業	30,000,000	7,500,000	2.5/10以内	
	経営体育成基盤整備事業	43,000,000	6,195,000	2.25/10以内	
	老朽ため池等整備事業	10,000,000	2,000,000	2/10以内	
	小 計	83,000,000	15,695,000	—	
美 馬 市	広域営農団地農道整備事業	10,000,000	1,000,000	1/10以内	
	中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	4,500,000	1.5/10以内	
	老朽ため池等整備事業	96,000,000	19,200,000	2/10以内	
	小 計	136,000,000	24,700,000	—	
三 好 市	広域営農団地農道整備事業	65,000,000	6,500,000	1/10以内	
	中山間地域農村活性化総合整備事業	70,000,000	8,450,000	1.5/10以内	

		老朽ため池等整備事業	50,000,000	10,000,000	2/10以内
		小 計	185,000,000	24,950,000	—
	勝 浦 町	基幹農道整備事業	35,000,000	3,010,000	0.86/10以内
		広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内
		小 計	75,000,000	7,010,000	—
	上 勝 町	広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内
	那 賀 町	広域営農団地農道整備事業	51,000,000	5,100,000	1/10以内
	牟 岐 町	中山間地域農村活性化総合整備事業	10,000,000	1,466,000	1.5/10以内
	松 茂 町	地盤沈下対策事業	25,000,000	1,500,000	0.6/10以内
	藍 住 町	地盤沈下対策事業	150,000,000	9,000,000	0.6/10以内
	板 野 町	国営付帯県営農地防災事業	9,300,000	697,500	1.5/10以内
	上 板 町	県営かんがい排水事業	100,000,000	25,000,000	2.5/10以内
		県営農道整備事業	30,000,000	7,500,000	2.5/10以内
		国営付帯県営農地防災事業	20,700,000	1,552,500	1.5/10以内
		小 計	150,700,000	34,052,500	—
	つ る ぎ 町	広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業	53,182,000	5,318,200	1/10以内
		県営農道整備事業	25,000,000	6,250,000	2.5/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	7,500,000	1.5/10以内

		小 計	128,182,000	19,068,200	—	
--	--	-----	-------------	------------	---	--

提案理由

平成27年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

平成27年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

平成27年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	水産物供給基盤機能保全事業	45,500,000 ^円	6,370,000 ^円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		地域水産物供給基盤整備事業	50,000,000	7,000,000	14	
		小 計	95,500,000	13,370,000	—	
	阿南市	水産物供給基盤機能保全事業	32,000,000	4,480,000	14	
	牟岐町	広域漁港整備事業	140,000,000	14,400,000	10・12	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	34,500,000	4,830,000	14	
		県単独漁港漁場整備事業	23,130,000	4,626,000	20	
	小 計	57,630,000	9,456,000	—		
	海陽町	広域漁港整備事業	38,000,000	5,320,000	14	
		水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,400,000	14	
	小 計	48,000,000	6,720,000	—		

	松 茂 町	水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,400,000	14	
--	-------	---------------	------------	-----------	----	--

提案理由

平成27年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

平成27年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

平成27年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	175,000,000 ^円	18,725,000 ^円	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	60,000,000	6,420,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	170,000,000	18,190,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	160,000,000	17,120,000	10.7	
	つるぎ町	森林基幹道	50,000,000	5,350,000	10.7	

提案理由

平成27年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

平成27年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成27年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	45,900,000 ^円	6,885,000 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	5,950,000	892,500	15	
	小松島市	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15	
	阿南市	道路局部改良事業	27,200,000	4,080,000	15	
	吉野川市	道路局部改良事業	13,600,000	2,040,000	15	
	阿波市	道路局部改良事業	28,050,000	4,207,500	15	
	美馬市	道路局部改良事業 交通安全対策事業	46,750,000	7,012,500	15	
			1,785,000	178,500	10	
		小 計	48,535,000	7,191,000	—	
三好市	道路局部改良事業	42,500,000	6,375,000	15		

		交通安全対策事業	637,500	63,750	10
		小 計	43,137,500	6,438,750	—
	勝浦町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15
	上勝町	道路局部改良事業	6,800,000	1,020,000	15
	佐那河内村	道路局部改良事業	6,800,000	1,020,000	15
	石井町	道路局部改良事業	1,700,000	255,000	15
	神山町	道路局部改良事業	22,950,000	3,442,500	15
	那賀町	道路局部改良事業	28,050,000	4,207,500	15
		交通安全対策事業	1,827,500	182,750	10
		小 計	29,877,500	4,390,250	—
	牟岐町	道路局部改良事業	10,200,000	1,530,000	15
	美波町	道路局部改良事業	11,050,000	1,657,500	15
	海陽町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15
	松茂町	道路局部改良事業	2,550,000	382,500	15
	板野町	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15
	上板町	道路局部改良事業	11,050,000	1,657,500	15
	つるぎ町	道路局部改良事業	17,850,000	2,677,500	15

	東みよし町	道路局部改良事業	21,250,000	3,187,500	15	
--	-------	----------	------------	-----------	----	--

提案理由

平成27年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

平成27年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について

平成27年度県営都市計画事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業等	徳島市	公共街路事業	610,000,000 ^円	61,000,000 ^円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		緊急地方道路整備事業	390,000,000	39,000,000	1/10	
		旧吉野川流域下水道建設事業	61,543,400	11,962,400	1/6・2.5/10	
		小 計	1,061,543,400	111,962,400	—	
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	137,671,100	26,759,600	1/6・2.5/10	
	小松島市	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10	
	石井町	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	30,380,700	5,905,200	1/6・2.5/10	
	北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	52,394,000	10,184,000	1/6・2.5/10	
藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	83,204,800	16,172,800	1/6・2.5/10		

	板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	25,806,000	5,016,000	1/6・2.5/10	
--	-----	---------------	------------	-----------	------------	--

提案理由

平成27年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

平成27年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

平成27年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	鳴門市	県単独砂防事業	10,200,000 ^円	510,000 ^円	5/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	阿波市	県単独砂防事業	1,700,000	425,000	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	2,500,000	5/100・2/10	
		県単独砂防事業	5,100,000	1,275,000	25/100	
		小 計	25,100,000	3,775,000	—	
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	70,000,000	4,500,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100	
		小 計	72,550,000	5,137,500	—	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	4,000,000	1/10	
	佐那河内村	県単独砂防事業	1,700,000	425,000	25/100	

	那 賀 町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	1,000,000	5/100	
	牟 岐 町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	3,000,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	10,200,000	510,000	5/100	
		小 計	50,200,000	3,510,000	—	
	美 波 町	急傾斜地崩壊対策事業	10,000,000	500,000	5/100	
		県単独砂防事業	10,200,000	510,000	5/100	
		小 計	20,200,000	1,010,000	—	
	海 陽 町	急傾斜地崩壊対策事業	60,000,000	4,500,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	7,650,000	382,500	5/100	
		小 計	67,650,000	4,882,500	—	
	つ る ぎ 町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	2,000,000	5/100	
	東みよし町	県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100	

提案理由

平成27年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

平成27年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

平成27年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	10,000,000円	1,500,000円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		港湾環境整備事業	7,200,000	1,080,000	15	
		小 計	17,200,000	2,580,000	—	
	阿南市	港湾改修事業	60,000,000	9,000,000	15	

提案理由

平成27年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

一般国道 438 号道路改築工事上分 2 号橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	道路改築工事
2	路 線 名	一般国道438号
3	工 事 箇 所	名西郡神山町上分 上分 2 号橋上部工
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成29年 3 月25日まで
5	契 約 金 額	481,356,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	I H I インフラ建設・大日道路改築工事上分 2 号橋上部工建設工事共同企業体 代表構成員 東京都江東区東陽 7 丁目 1 番 1 号 株式会社 I H I インフラ建設 代表取締役 小 島 治 久 代理人 徳島県徳島市八百屋町 1 丁目14番地 株式会社 I H I インフラ建設四国支店 支 店 長 山 地 正 敏 構 成 員 徳島市北田宮四丁目 6 番76号 株式会社 大日 代表取締役 山 口 裕 史

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	街路工事
2	路 線 名	徳島東環状線
3	工 事 箇 所	徳島市安宅2丁目 末広住吉高架橋上部工（鋼橋）
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成29年3月25日まで
5	契 約 金 額	631,800,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	アルス製作所・ノヴィルパブリックワークス街路工事末広住吉高架橋上部工（鋼橋）建設工事共同企業体
	代表構成員	徳島県小松島市金磯町8番90号 株式会社 アルス製作所 代表取締役社長 坂 本 孝
	構 成 員	徳島県阿南市津乃峰町新浜72番地の15 ノヴィルパブリックワークス株式会社 代 表 取 締 役 久 岡 征 司

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について

民事訴訟法第89条の規定による訴訟上の和解の勧告に従い、次のとおり、県の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解する。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

被告徳島県ほか1法人及び1名は、原告らと、平成23年（ワ）第300号 損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条の規定に基づき平成27年7月6日徳島地方裁判所から提示された和解勧告に応じて、損害賠償の額を決定し、和解することにより、本事件を終結するものとする。

和解勧告の内容

- 1 被告徳島県及び被告協栄生コンクリート工業株式会社（以下「被告協栄生コン」という。）は、原告らに対し、本件和解金として、既払金を除き、連帯して1000万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告徳島県は、原告らに対し、前項の金員のうち700万円を支払う。
- 3 原告らは、その余の請求を放棄する。
- 4 原告ら及び被告らは、原告らと被告らとの間並びに被告徳島県と被告協栄生コン及び被告との間には、本件事故に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

提案理由

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「兵庫県」の右に「，奈良県」を加える。

第4条第1項第7号イ中「調理師法第3条第1項」を「調理師法第3条」に改め、同条第2項中「事務のうち」の右に「，同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを」を加える。

第8条中「36人」を「39人」に改める。

別表総務費の部から事業費の部までを次のように改める。

総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては，広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10

事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割 (文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては, 均等割) 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 鳥取県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては, 第1次産業就業者数割 10分の10)
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 鳥取県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の10

第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては，均等割） 10分の10
事業費のうち，この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては，負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

附 則

この規約は，総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により，関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり，同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 23 号

平成26年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成26年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

平成26年度徳島県病院事業会計決算の認定について

平成26年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成26年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

平成26年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成26年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，平成26年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成26年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成26年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 26 号

平成26年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成26年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，平成26年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成26年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成26年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 27 号

平成26年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成26年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し，平成26年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成26年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成26年度徳島県土地造成事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 28 号

平成26年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成26年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，平成26年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成26年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成26年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

報告第1号

徳島県継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、徳島県継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成27年9月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成24年度徳島県継続費精算報告書

1 一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	支出済額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源					特 定 財 源					特 定 財 源			
					国支出金	地方債	その他			国支出金	地方債	その他			国支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道橋りう	加賀須野橋上部工架設事業	24	940,000,000	658,000,000	282,000,000		940,000,000	658,000,000	282,000,000		0	0	0				
			25	500,000,000	350,000,000	135,000,000	13,000,000	500,000,000	350,000,000	135,000,000	13,000,000	2,000,000	0	0	0	0		
			26	148,650,000	96,622,000	46,000,000	6,028,000	148,650,000	96,622,500	46,000,000	6,027,500		0	△500	0	500		
			計	1,588,650,000	1,104,622,000	463,000,000	19,028,000	1,588,650,000	1,104,622,500	463,000,000	19,027,500	2,000,000	0	△500	0	500	0	

報告第2号

徳島県病院事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、徳島県病院事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成27年9月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成22年度徳島県病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較							
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支 払 務 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支払務義務発生の差	左 の 財 源 内 訳						
					企業債	負担金	補助金	損益勘定留保金		企業債	負担金	補助金	損益勘定留保金		企業債	負担金	補助金	損益勘定留保金			
1	資本的支出	1	建設費 三好病院高層棟等改築工事	22	8,000,000	4,000,000		4,000,000		1,269,450				634,000	635,450	6,730,550	4,000,000		3,366,000	△635,450	
				23	2,100,000	2,000,000	50,000		50,000	2,100,000	2,000,000	50,000			50,000	0	0	0		0	0
				24	866,883,000	416,500,000	191,000	450,000,000	192,000	866,883,000	415,500,000	256,000	450,000,000	1,127,000	0	1,000,000	△65,000	0	△935,000		
				25	4,253,017,000	1,930,500,000	220,000	2,322,077,000	220,000	4,252,810,480	1,649,400,000	214,189,000	2,387,839,000	1,382,480	206,520	281,100,000	△213,969,000	△65,762,000	△1,162,480		
				計	5,130,000,000	2,353,000,000	461,000	2,776,077,000	462,000	5,123,062,930	2,066,900,000	214,495,000	2,838,473,000	3,194,930	6,937,070	286,100,000	△214,034,000	△62,396,000	△2,732,930		

報告第3号

平成26年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年9月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	18.9	187.6
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。()内は、早期健全化基準を記載した。

報告第4号

平成26年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年9月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県流域下水道事業特別会計	— [%]
徳島県港湾等整備事業特別会計	—
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

報告第5号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	円 56,268	平成26年11月29日	阿南市地内	平成27年9月8日
徳島市在住 1名	56,257	平成27年3月10日	徳島市地内	平成27年9月8日
香川県高松市所在 1法人	36,720	平成27年5月9日	板野郡藍住町地内	平成27年9月8日
美馬市在住 1名	104,593	平成27年6月22日	美馬市地内	平成27年9月8日
徳島市在住 1名	115,000	平成27年6月30日	徳島市地内	平成27年9月8日

報告第6号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 79,431	平成24年8月31日	徳島市地内 (県道徳島小松島線)	平成27年7月16日
美馬郡つるぎ町在住 1名	123,000	平成26年11月19日	美馬郡つるぎ町地内 (県道菅生伊良原線)	平成27年7月16日
那賀郡那賀町在住 1名	35,000	平成26年12月15日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年7月16日
高知県高知市所在 1法人	994,000	平成26年12月24日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年7月16日
徳島市在住 1名	1,495,000	平成27年1月5日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	平成27年7月16日
那賀郡那賀町在住 1名	104,000	平成27年3月29日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年7月16日
那賀郡那賀町在住 1名	130,000	平成27年3月30日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年7月16日

那賀郡那賀町在住 1名	166,000	平成27年3月30日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年7月16日
美馬市在住 1名	249,000	平成27年4月30日	美馬市地内 (国道492号)	平成27年7月16日
名西郡石井町在住 1名	131,000	平成27年4月22日	徳島市地内 (県道一宮下中筋線)	平成27年8月13日
海部郡美波町所在 1法人	264,000	平成27年5月12日	海部郡美波町地内 (県道日和佐牟岐線)	平成27年8月13日
海部郡美波町在住 1名	102,000	平成27年5月15日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	平成27年8月13日
美馬市在住 1名	260,000	平成27年6月12日	美馬市地内 (県道鳴門池田線)	平成27年8月13日

報告第7号

損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

庁舎事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処年月日
名西郡石井町在住 2名	円 841,622	平成27年7月17日	名西郡石井町 県立農林水産総合技術支援センター	平成27年8月28日

報告第8号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
海部郡牟岐町在住 1名	円 21,168	平成27年4月29日	海部郡牟岐町地内	平成27年9月8日

報告第9号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

平成27年9月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

